

会 員 各 位

社団法人青森県柔道整復師会
会 長 佐藤 金一
保険部長 関 裕二郎

〔重要なお知らせ〕 震災被災者の柔道整復施術療養費取扱いについて（7月以降施術分）

先月は『一部負担金の取扱い』の「6月施術分」対応についてお知らせしましたが、今回は「7月1日以降の施術分」の対応についてお知らせ致します。（※厚労省チラシ添付）

【参考：厚生労働省事務連絡（厚生労働省HPで閲覧できます）】

- ①平成 23 年 5 月 31 日付『柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて（その3）』
- ②平成 23 年 6 月 14 日付『地震の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その8）』

厚生労働省事務連絡通知の重要なポイント （平成23年7月1日以降施術分に関する取扱い）

1、被保険者証の提示について

- 原則として通常どおり被保険者証の提示を受けて資格確認を行うこと。
☆患者が被保険者証を提示せずに受診しようとした場合は、患者情報の詳細と連絡先を確認し、速やかに再交付申請を促し、再交付後に必ず当該施術所に被保険者証の記号番号等を連絡するように伝えること。

2、一部負担金の支払免除について

- 7月1日以降は、全国の施術所の窓口において、被保険者証といっしょに保険者が発行する『一部負担金等免除証明書』を提示した者のみ、一部負担金の支払いを免除する取扱いとする。

6月までは、患者が猶予対象者であり、かつ災害救助法適用（八戸市、おいらせ町）と被災者生活再建支援法適用（三沢市、階上町）の市町村内の施術所であれば一部負担金徴収猶予の取扱いができました。

変更

☆7月1日以降は、患者から『一部負担金等免除証明書』の提示があれば、青森県内のどこの施術所でも一部負担金を徴収せず保険者に10割分請求の取扱いが可能です！

※ただし、「下記市町村の国保・後期高齢の一部負担金等免除証明書」は右欄の日から提示を求めることとし、それまでは被保険者証で住所地を確認すれば足りるため提示は不要である。

県名	市町村名	提示が必要となる日
岩手県	宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、山田町	平成 23 年 8 月 1 日
宮城県	女川町	平成 23 年 10 月 1 日
	南三陸町	平成 23 年 9 月 1 日
福島県	田村市、南相馬市	平成 23 年 8 月 1 日
	広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村	免除期間終了まで提示不要

- 支払免除の取扱い期間…平成 24 年 2 月 29 日迄

3、レセプト記載方法等

- 平成 23 年 4 月 18 日付会員通知のとおり